

学校法人 KBC 学園 インターナショナルデザインアカデミー高等課程
未来高等学校沖縄学習センター いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、どの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者、加害者になり得るという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組み、生徒が安心して登校し、学習やその他の活動に取り組む環境を学校・家庭・地域が連携して整えられるよう、この基本方針を定める。

1. いじめの定義

(いじめ防止対策推進法 第2条) この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（以下省略）

○具体例（「沖縄県いじめ防止基本方針」から抜粋）

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間外れや集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 性的いたづらをされる 等

2. いじめ防止のための組織とその役割

(1) いじめ防止のための組織について

①名称 「いじめ防止対策委員会」

②構成 校長、顧問、副校長、部長、事務局長、課長、主任、担任、
スクールカウンセラー

(2) 役割

- ・いじめ未然防止に向けたアンケートや教育相談の実施
- ・アンケート結果による早期発見の推進
- ・いじめ発生時の対応
- ・外部専門機関との連携
- ・いじめ問題に関する記録と情報提供

3. いじめ防止対策

(1) 未然防止の取り組み

- ・学校の教育活動全体を通して、コミュニケーション能力や自他の理解など、人間関係形成能力の育成を図る。
- ・HR活動や授業を通して、自己肯定感の育成を図る。
- ・HR活動や部活動を通して、規範意識の育成を図り、いじめについての共通理解を図る。

(2) 早期発見の取り組み

- ・全職員が生徒とのコミュニケーションを密に図り、生徒のささいな変化に気づくことができ、生徒が悩みを相談しやすい環境づくりに努める。
- ・全校生徒に対して、定期的に（9月）いじめに関するアンケート調査を行う。
- ・個人面談、カウンセリングを実施し、生徒からの情報収集を行う。
- ・職員間でケース会議を開き、生徒の実態把握、情報共有を行う。
- ・三者面談や保護者会などを通して、保護者への信頼関係を築き、連携を密に取ることと家庭での生徒の変化を見逃さないようにする。

(3) いじめに対する措置

いじめと思われる事態を発見、または訴えがあった場合にはどんな些細なことでも必ずいじめ対策委員会に報告し、全職員連携し速やかに事実確認を行う。

①いじめを受けた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保しつつ事情を聴きとる。

ア) 事情とは、いつ（いつ頃から）、誰から、どのように

②いじめを受けた生徒の保護者に連絡し、事情を説明する。家庭での様子も聴き取る。

③いじめたとされる生徒からも事情を聴きとる。その際は、心理的な圧迫感を与えないようにする。また、決めつけた言い方や憶測が入らないように慎重に行う。必要があれば、周囲の者への聴き取りも行う。

④ 職員間の共通理解

ア) いじめと認定されたら、いじめ防止対策委員会を開催する。

(状況報告と対応策の検討)

イ) 必要に応じ、生徒指導委員会へ切り替える。

ウ) 職員会議を開催する。

⑤ 加害者やその家族への対応

ア) 管理者を含む関係職員で、いじめたものやその家族に直接対応する。

イ) 確認した事実に基づき行った行為、その行為を受けた者の心情を伝える。

ウ) 反省を促すとともに、謝罪の方法などについて一緒に考える。

エ) いじめた者やその家族が孤立感を感じないように配慮する。

⑥ 全校生徒への対応

ア) いじめについての全体集会を開催し、根絶を訴える。

イ) アンケート等を実施し、いじめの実態を把握する。

⑦ 被害者、加害者への継続指導

ア) 必要に応じ、教育相談、カウンセリング、関係機関との連携を図る。

(4) 重大事態への対応

いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、総務私学課へ報告し、本校の委員会を中心に当該重大事態に係る事実関係を明確にするための「第三者委員会」を設け調査を行う。必要に応じて、外部機関と連携して事案の全体像を早急に把握し、対応策を検討して実施する。

いじめ発覚時の対応

